

令和元年大網白里市議会第2回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和元年6月21日（金曜日）午前10時23分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

秋 葉 好 美	委 員 長	森 建 二	副 委 員 長
蛭 田 公 二 郎	委 員	田 辺 正 弘	委 員
宮 間 文 夫	委 員	倉 持 安 幸	委 員

出席説明員

参事（国保大網病院 事務長事務取扱）	町 山 繁 雄	大網病院副事務長	古 川 正 樹
大網病院主査	増 村 弘 貴		

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	花 沢 充
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願・陳情（新規付託）の審査について

請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

陳情第5号 日本初 絵画色彩心理学によるイジメ自殺者21人対策に関する陳情

(2) 付託議案の審査について

議案第7号 訴訟上の和解について（大網病院）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（森 建二副委員長） それでは、改めてたゞいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時23分）

◎委員長挨拶

○副委員長（森 建二副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（秋葉好美委員長） 皆様、ご苦労さまでございます。

今回当常任委員会で審議する内容は、請願2件、陳情が1件、議案が1件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

○副委員長（森 建二副委員長） ありがとうございます。

◎請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

○副委員長（森 建二副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（秋葉好美委員長） 協議会外の傍聴希望者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） おりませんね。

それでは、協議事項、本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

請願第1号審査、これより当常任委員会に付託となった請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いしたいと思います。

○倉持安幸委員 反対する要件は何もないですね。ごく当たり前のことですから、これは私としても賛成でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 国の教育予算はOECDの中で最低なんですね。これはもう今言われたように当然の要求だと思います。

以上です。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) 意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(秋葉好美委員長) 総員ですね。

よって、請願第1号は採択と決しました。

以上で、請願第1号の審査を終わります。

それでは、採択となりましたので、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(秋葉好美委員長) 請願第1号は、採択となり、意見書案が配付されました。ただいま意見書の案が配付されましたが、この意見書でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) 事務局長。

○安川一省議会事務局長 この意見書をもとにいたしまして最終日の本会議で採決をいたします。その結果、採択となった場合には、議員発議となります。提出者につきましては委員長、賛成者としては賛同された全委員の連名とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安川一省議会事務局長 そのように準備をさせていただきます。

○委員長(秋葉好美委員長) お願いいたします。

◎請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

○委員長（秋葉好美委員長） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 これは毎年同じような内容で請願が出されていますけれども、義務教育費の国庫負担制度がなくなれば、お金のある自治体、ない自治体、教育の機会均等が保障されないということでありますので、この制度を持続するという事は大事だと思います。

以上です。

○委員長（秋葉好美委員長） ほかにございませんか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 1号議案と全く同じ意見です。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） 森委員。

○副委員長（森 建二副委員長） いじめも含めてそういったものをなくすために、国からの負担制度の堅持ということですから、反対する理由は全くございません。

○委員長（秋葉好美委員長） 次に、討論ですが、希望者はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） 意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（秋葉好美委員長） 総員。

よって請願第2号は採択と決しました。

以上で請願第2号の審査を終わります。

それでは、採択となりましたので、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（秋葉好美委員長） ただいま意見書の案が配付されましたが、この意見書案でよろ

しいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) 事務局長。

○安川一省議会事務局長 請願第1号と同様に、本会議におきまして採択となった場合には、議員発議となります。提出者は委員長及び賛同者全委員の連名とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安川一省議会事務局長 では、そのように準備をさせていただきます。

○委員長(秋葉好美委員長) よろしくお願ひします。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎陳情第5号 日本初 絵画色彩心理学によるイジメ自殺者21人対策に関する陳情

○委員長(秋葉好美委員長) 次に、陳情第5号 日本初 絵画色彩心理学によるイジメ自殺者21人対策に関する陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

倉持委員。

○倉持安幸委員 あくまでこの陳情の内容に対して判断しないといけないんですよね。だから、県のほうに出していただいたほうが、国のほうに挙げてくれだとか、まとまっていないんですよ。大網白里市議会としてどういうふうにしたらいいのかということをもっと明確にきちんと打ち出してくれないと、この文面では賛成できかねます。

○委員長(秋葉好美委員長) 宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほど協議会で陳情者とお話しさせていただいたんですが、文科省に対してこの5項目の意見書を本議会が提出してほしいという陳情ですので、それは私としては、まずこの5項目を、第5は別としても、第5の「文部科学省に対して」は削除した場合、この5項目を大網白里市議会に対して陳情者が精査してほしいというような内容であるならば、いろいろとこういった努力をされている方ですから、本市にも担当課がありますから、こういったことを取り上げることはやぶさかではないと思いますけれども、文科省に対してこの内容を本市が意見書として提出するということは私はできないと思います。

以上。

○委員長（秋葉好美委員長） ほかにございますか。

森委員。

○副委員長（森 建二副委員長） 私も意見としては同じでございますが、内容について、また清水さんの活動としては、すごくありがたい活動をしていらっしゃるし、それは個人としてぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、大網白里市、教育委員会といたしまして各学校に平成25年にいじめ防止対策推進法、9月に施行されたことに伴って市の教育委員会で、同じく26年4月にいじめ防止基本法、これについては未然の防止、早期発見、重大が被害が生じた場合ということで非常に細かく策を打っております。

具体的には、道徳教育の充実、いじめゼロ集会、いじめ撲滅標語の作成、SNSのトラブル等を防止するための情報モラル教育、そして中学校においてはQ-Uアンケートを実施しています。

平成30年度問題行動状況調査の結果からは、小学校ではアンケート調査で68.5パーセントのいじめが出ている。本人以外からは51.2パーセントのいじめの早期発見ができていますということでございますので、少なくとも今現場の先生方はいじめというものに対して真摯に取り組んでいただいている、向き合っていただいている状況かと思えます。

その上で、調査を公表してくれということがありましたが、本市については、28年度、29年度、30年度のいじめの件数は公表されています。一番新しいところで小学校では149件、中学校が41件、合計190件、29年度、28年度もそれぞれ合計145件、28年度が60件ということで公表されています。

数が多くなっているのは、先生方からお話を伺ったところ、やはりこういう形でいろいろあぶり出しがよい形でできていると判断をされています。私もそれはそのとおりではないかというふうに思っております。

そういったいじめ撲滅対策に動いていらっしゃる先生方に、まずは私は現場の意見、現場から今動いている活動については、ぜひ尊重させていただきたいと思えます。その上で、先ほどの清水さんの、残念ながら実績が現時点ではないということですので、陳情書によりますと、おそらく清水さんとしては美術の時間を学校の中で持って、その絵を見ていろいろ判断をされたいということでございますが、学校の現時点での現場に実績がない方に入っていただくというのはちょっとどうかなという気がしておりますので、考えとしては

以上でございます。ちょっと難しいのかなと考えております。

○委員長（秋葉好美委員長） ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 さっき、ちょっと私、清水さんに質問したんですけども、陳情に至った趣旨説明がかなり項目に沿っていろいろと説明があるんですけども、この内容自体はかなり問題があって、要するに、トップの心理学者をわかっていないとかね、私しかわかっていないな、そういうところのくだりだとか、自殺撲滅色彩美術学校の創設とか、ちょっとそのへんは全然理解できないんですが、陳情に至った趣旨説明は、これはもう全く別にして、意見書は全くこれから今のところ案ができていないということですから、陳情の内容と書いてある5、この陳情項目自体は、これはいいんじゃないかというふうに思うんですよね。

だから、陳情の趣旨説明のところまで全部そっくり入っての意見書であれば問題ですけども、項目自体だけであれば、私はこれは賛成したいと思います。

○委員長（秋葉好美委員長） ほかに。

倉持委員。

○倉持安幸委員 局長、教育委員会にこれ目を通してもらっている。

○安川一省議会事務局長 教育委員会は、この議会にかかわってくる以前、昨年までに直接話を聞いているはずですが、これと同様のことを。

○倉持安幸委員 どんな意見を言っていましたか。

○安川一省議会事務局長 その時点の教育委員会としては、これを採用するという事はないと、そういうふうに私は聞いております。

○倉持安幸委員 あくまでも陳情はこの文書で判断しなければいけないんですよ。ですから、この内容の上で審査している以上は、これを取り分けられないですよ。私はそう思います。

○蛭田公二郎委員 言っていることは、陳情項目だけではなくて趣旨説明も含めた全体がこの陳情ということになるんですかね。

○安川一省議会事務局長 はい、おっしゃるとおりです。ですので、採択する際には、この一部分だけを取り上げてこれを採択したいというお話ではなくて、この全体の意思をくんで、これを国に要望するのであれば、具体的に市議会としてこういうことが大切なんだよ、要望するんだよということを市議会としてしっかり理解した上で採択すべきと思います。

○委員長（秋葉好美委員長） いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) 次に、討論ですが、希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋葉好美委員長) 意見等は出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

お諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(秋葉好美委員長) なし。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で、陳情第5号の審査を終わります。

ここで5分間休憩をいたします。

(午前10時37分)

○委員長(秋葉好美委員長) 会議を再開いたします。

(午前10時44分)

◎議案第7号 訴訟上の和解について(大網病院)

○委員長(秋葉好美委員長) 次に、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

大網病院を入室させてください。

(大網病院 入室)

○委員長(秋葉好美委員長) 大網病院の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第7号 訴訟上の和解についての審査を行いますので、説明をお願いします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いします。なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号について説明をお願いします。

事務長。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） 職員の紹介からさせていただきます。

皆さんから向かって左側、古川副事務長でございます。

○古川正樹大網病院副事務長 古川です。よろしくお願いいたします。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） 右手が増村主査でございます。

○増村弘貴大網病院主査 増村と申します。よろしくお願いいたします。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） 私、事務長の町山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 訴訟上の和解についてご説明申し上げます。

説明資料は、全協の資料に沿って進めさせていただきます。

本件につきましては、原告の親族、原告というのは資料3番に当事者ということで示されておりますが、この方の親族、母親でございます。当時87歳でございましたけれども、この方が大網病院で受けた医療行為に対しまして過失があったとして、市に対し、4,504万9,689円及びこれらに対する遅延損害金の賠償を求めたものでございます。

原告は、平成26年4月22日付で千葉地方裁判所へ訴訟を提起し、平成28年7月8日付で原告の請求を棄却する判決が言い渡されております。

原告は、これを不服としまして、すぐに平成28年7月22日付で東京高等裁判所へ原判決の取り消しを求めて控訴いたしましたが、去る令和元年5月10日に両当事者に対しまして、東京高等裁判所から和解案が示されましたので、これに応じようとするものでございます。

和解金額につきましては4番になります。120万円でございます。

この計算につきましては、損害金額としまして慰謝料、入院雑費、遅延損害金及び弁護士費用として85万円、訴訟費用としまして、「訴訟費用（大腸内視鏡検査鑑定料）」とありますけれども、これを含んだものの一部でございます、合わせて35万円、合計で120万円という内訳でございます。

和解条件としましては、市は相手方に対し、本件解決金として120万円の支払い義務があることを認める。

市は相手方に対し、前項の金員を指定する期日までに指定する口座へ送金する方法により支払う。ただし、送金に要する費用は市の負担とする。

市が前項の支払いを怠ったときは、私は相手方に対し、前項の金員の残金のほか、指定する期日から支払い済みまでの年5分の割合による遅延損害金を前項と同様の方法による支

払う。

相手方は、その余の請求を放棄する。

市は相手方に対し、平成23年7月8日から平成24年11月13日までの入院治療費、合計114万4,894円にかかわる相手方の支払い金を免除する。

市と相手方は、本件に関しては上記の事項について、双方に何ら債権債務のないことを確認する。

訴訟費用は、第1審及び第2審を通じ、各自の負担とする。

あと、資料のほうは7番以降、経過としまして裁判経過となっておりますけれども、これ以前からの経緯について、口頭ではございますが説明させていただきます。

事の発端は、8年前になりますけれども、平成23年5月31日に原告の母親が外来診療の中で貧血症状から消化管出血が疑われ、当該内科医師は、検査は実施しているんですけども、これは主治医が当時循環器内科の先生で、その先生のオーダーによって当該医師が検査を行ったというものでございますけれども、この医師が大腸内視鏡検査を実施した際に、S状結腸、大腸の一部ですけれども、ここに穿孔及び小膜に欠損を生じさせたというものでございます。

穿孔というのは、要はカメラの頭で穴をあけてしまったということございまして、小膜の欠損というのは、腸液を覆っている薄い膜、そちらのほうの欠損を生じさせたというものでございます。

このため、すぐに当院の外科医師の開腹手術によりまして、S状結腸部分を切除術が施行されまして、その後、23日間入院治療し、同年6月22日に治療を終えて、無事に退院されました。

その後、12日後の7月4日に悪寒、発熱で当院に救急搬送され、検査の結果、大腸に関係なく総胆管結石が認められたことから、総胆管結石及び胆のう炎の治療のために同日、当院へ入院となりました。

その後も当院におきまして入院継続し、治療を行っていましたが、年が変わって翌年、平成24年11月8日に左肺炎及び胸水貯留が認められ、投薬治療をするも、もともと循環器の先生にかかったということからわかるように、大動脈弁狭窄症により心不全を来しやすい状況であったことから、同13日に心不全により呼吸状態が悪化し、同日死亡が確認されたところでございます。

これに対しまして、死亡した本人の子である原告が治療等を行った当院の医師に対しまし

て、1点目に、大腸内視鏡検査をするにあたり内視鏡を慎重に操作しなかった過失が1点目です。2点目としまして、入院後、総胆管結石及び胆管炎に対する適切な対処を行わなかった過失。3点目として、死亡時なんですけれども、肺炎に対する適切な処置を行わなかった過失。

この3点があると主張しまして、市に対しまして使用者責任に基づき、死亡者の損害及び原告固有の損害、合計につきまして4,504万9,689円及びこれらに対する遅延損害金の賠償を求め、平成26年4月22日付で千葉地方裁判所に訴えを提起しました。

この1審の判決としましては、平成28年7月8日に千葉地方裁判所におきまして、原告の請求はいずれも棄却、訴訟費用は原告の負担とする判決が言い渡されましたが、同年7月22日付で原告は全てを不服としまして、原判決の取り消しと大網白里市に対しまして1審と同じ、4,504万9,689円及びこれらに対する遅延損害金の賠償、並びに第1審及び第2審の訴訟費用負担を求めて東京高等裁判所へ控訴いたしました。

高裁での裁判の進行におきましては、内視鏡による大腸穿孔と死亡時の肺炎治療のあり方について、医学的知見が不足しているのではというような観点から消化器内科の専門委員からの意見聴取と鑑定医の書面による鑑定が実施されております。

これらの結果を踏まえまして、本訴訟につきましては、去る令和元年5月10日に高裁から両当事者に大腸内視鏡検査時に穿孔が生じたことへの事実に対しまして、内視鏡操作にあたっては注意義務違反があったという点を前提とした和解案が提示されました。

本市としましては、本件和解案に対する対応について代理人弁護士と検討、協議を行った結果、原告側も提示された和解案で合意しておりまして、本件の早期解決を図ることが望ましく、また、争点3点ございましたが、このうちの内視鏡操作にあたっての注意義務違反のみを考慮した本件和解案につきましては十分に合理的であるというふうに判断しまして、和解に応じようとするものでございます。

なお、和解金につきましては、病院で加入しております自治体病院共済会病院賠償責任保険から全額補填されるものでございます。

以上が第7号の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（秋葉好美委員長） ただいま説明のありました議案第7号についてご質問等があればお願いをいたします。

宮間委員。

○宮間文夫委員 訴訟上の和解については理解いたします。

ちょっと話はずれますけれども、私、毎年、内視鏡の検査をやっていただいております。
気をつけてください。

以上です。

○委員長（秋葉好美委員長） そのほかにございますか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 掛けている保険というのは、年間幾らぐらい。

○委員長（秋葉好美委員長） どうぞ。

○古川正樹大網病院副事務長 保険料ですけれども、年額で約125万円ほどです。

○委員長（秋葉好美委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 大網病院全体としての医療関係はその1本だけなんですか。

○委員長（秋葉好美委員長） どうぞ。

○古川正樹大網病院副事務長 年間1本だけのございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） 森副委員長。

○副委員長（森 建二副委員長） 先日の全協のときに確認させていただきましたが、本件解決金としての120万円と入院治療費合計114万4,894円の合計が今回、保険の中から支払われるということによろしいのでしょうか。

○委員長（秋葉好美委員長） 事務長。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） 全員協議会の中では、解決金120万円につきましては保険から、あと114万幾ら、入院費につきましては病院持ち出しというような説明をさせていただきましたけれども、その後は病院の弁護士に対しましてその解決金の算定にあたっては病院入院費の免除を前提として120万円という金額が示されていますので、実際には200万プラス訴訟費用という考えが成り立ちますので、入院費につきましても保険のほうから出るように現在、要望、希望をお願いしているところのございます。

○委員長（秋葉好美委員長） 森副委員長。

○副委員長（森 建二副委員長） なかなかちょっと患者あつての問題なので、簡単にどうだこうだという堅苦しいお話もできないとは思いますが、引き続き、ご注意をお願いいたします。

○委員長（秋葉好美委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほどの保険料の中に裁判費用も入っているわけですか。

○委員長（秋葉好美委員長） どうぞ。

○古川正樹大網病院副事務長 費用も全部入っております。

○委員長（秋葉好美委員長） ほかに。

倉持委員。

○倉持安幸委員 執刀した医師は、まだ現在勤めているのでしょうか。

○委員長（秋葉好美委員長） 町山事務長。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） 内視鏡の検査をした医師なんですけれども、26年9月、訴えが26年4月、その後に開業を予定してしまして、実際には9月に退職して、今開業医として東金地区で開業しています。

○倉持安幸委員 中村医師ではないんでしょう。

○町山繁雄参事（国保大網病院事務長事務取扱） ではないです。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） それでは、大網病院の皆様、退席して結構でございます。

（大網病院 退室）

○委員長（秋葉好美委員長） では、議案の取りまとめを行いたいと思います。

議案第7号 訴訟上の和解について、ご意見及び討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（秋葉好美委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（秋葉好美委員長） 総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願・陳情及び議案の審査については終了といたします。

◎その他

○委員長（秋葉好美委員長） そのほか。

（発言する者なし）

○委員長（秋葉好美委員長） そのほか事務局からございますか。

事務局長。

○安川一省議会事務局長 この委員会閉会後に執行部2課から皆様にお話ししたいという申し入れがございますので、閉会後の入室を許可いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（秋葉好美委員長） では、いいですね。

では、1回閉めますね。

◎閉会の宣告

○副委員長（森 建二副委員長） それでは、以上を持ちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。

(午前11時00分)